



なりませんが、愛玩動物看護師が、診療の補助としてどのような行為ができて、どのような行為ができないのかは、明確にされなければならないと考えます。

例えば、人の看護師が医師の指示のもとに行う診療の補助の範囲につきましては、厚生労働省の医政局長通知等を通じて明らかにされているところです。愛玩動物看護師が獣医師の指示のもとに行う診療の補助につきましても、農水省において同様の方法により、その範囲が明確にされていくことが考えられます。

○田村（貴）委員 今提案者の方から答弁があった、採血、投薬、それからマイクロチップの挿入それからカテーテルによる採尿、こうしたことについては、法案のどこにも書いていないわけなんです。そして、今からこれを決めていくと。伺えば、獣医師会と動物看護職協会との間で今協議中だというふうに伺っております。

そして、医師の指示のもとにといったも、それは医師が立ち会うのか、あるいは電話でも指示は指示として成り立つのか、そうした大事なところが、この法案審議の現時点で示されていないわけなんです。

農水省においても、これは人医療としてのいわゆるこんな行為ではないかというような提示だと思っただけですけども、そういう意味では、ちょっと生煮え感がある、生煮えになっているんじゃないかというふうには考えざるを得ないです。

続いて、環境省の方にお伺いをいたします。法案三十四条、指定試験機関についてであります。

す。

もし動物看護師統一認定機構が試験実務を担う指定試験機関となるのであれば、これは単なる横滑りであり得ます。国家資格試験として、国は、この愛玩動物看護師の国家資格を与えるという試験について、どうかかわっていくんでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。

本法案におきましては、「農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができる。」と規定されているところでございます。

また、農林水産省及び環境省が試験問題の作成を行う愛玩動物看護師試験委員の要件を定める等により、試験内容が適正なものになるよう担保するとともに、指定した指定試験機関に対し、事業計画及び試験事務規程を認可し、さらに、必要に応じて報告徴収や立入検査を行うなど、試験の実施に関する監督を行うこととされてございます。

これらの規定を踏まえまして、試験の実務がしっかりと進められるよう、制度の適切な運用のために、その役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○田村（貴）委員 しつかり監督の役割を果たしていくということですね。

次に、農水省にお尋ねします。

試験というのは、愛玩動物看護師を目指す全ての受験生にとって公平で公正でなければなりません。例えば、試験委員の選任において、あるいは試験問題の作成等において、いかにして公平性を

確保していくか、どのようにお考えでしょうか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

愛玩動物看護師法案に基づいて行われる試験でございますが、委員御指摘のとおり、公平公正に行われることが必要だというふうにご考えてございます。

この試験でございますが、この法案におきましては、農林水産大臣及び環境大臣が指定する指定試験機関に行わせることができることとされておりますが、まず、その指定に当たりまして、法案第三十八条の規定により準用されます十二条でございますけれども、試験事務の実施に関する計画が適正であるといったことが求められておりますし、また、この試験事務を公正に実施することができないおそれがある場合は指定してはならないというふうにご規定されております。

さらに、指定試験機関が試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあるという場合には、三十八条の規定により準用されます二十三条の規定により、指定を取り消さなければならぬといった形で規定されているところでございます。

先ほど、さらに、委員御指摘がございましたとおり、三十五条におきましては、試験問題の作成あるいは採点を行う試験委員は指定試験機関が選任することとされておりますが、まさに、第三十六条におきまして、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持しつつ不正の行為のないようにしなければならぬと規定されており、かつ、第四十六条におきましては、この不正の採点をし

た試験委員への罰則として、一年以下の懲役あるいは五十万円以下の罰金に処するといったような仕組みになっております。

これらの規定に基づきまして、国家資格試験が適正に行われるよう、農林水産省としても監督してまいりたいと考えております。

○田村（貴）委員　しつかり行うということでありませぬ。

提案者にお尋ねします。

愛玩動物看護師の輩出が始まったとして、国家資格を持たない従事者が職場から排除されてしまうのではないかと懸念については、いかがお考えでしょうか。

○小宮山委員　愛玩動物看護師の業務のうち、診療の補助については、現行、獣医師以外は行うことができない業務であるけれども、この法律の施行後は、愛玩動物看護師の資格があれば行うことができるということとなる新しい業務と捉えております。

他方、入院動物の世話、そのほかの愛玩動物の看護や愛玩動物の飼養者等に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言そのほかの支援については、愛玩動物看護師でなくても行うことができるようになっております。

このように、国家資格を持たないこれまでの従事者も、現在の業務を引き続き行うことができるため、必ずしも職場から排除されるものとは考えておりませぬ。

○田村（貴）委員　排除されてはいけないと思いますね。ここに対するやはり注視が必要だという

ふうに考えます。

ちよつと戻るんですけども、農水省に、獣医師の資格試験については、例えばその質問づくりとか等においてどういうふうに苦慮されているか、努力されているか、そういったことについてちよつと説明していただけますか。

○小川政府参考人　獣医師国家試験につきまして、獣医師法に基づきまして、これは獣医事審議会が実施をする、そして、それを農林水産大臣が監督をするといった仕組みになっております。まさに、第三者機関でございますところであります。獣医事審議会が試験問題の作成委員等と問題の作成といったことにつきまして慎重に作業を進めてきているといった運用を行っているところでございます。

○田村（貴）委員　伺えば、質問づくりを、一人の試験委員には全権を与えないとか、そういった取組を踏襲していきたいというふうに伺っておりますので、そこはしつかりやっていただきたいというふうに思います。

まず、一番最初に鬼木議員から説明があった飼育動物全般についての考え方でありませぬけれども、獣医師は、獣医師法でその任務を、「飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導」というふうに定められており、主に家畜伝染病予防など防疫の第一線に立って公衆衛生に責任を負う立場から、獣医師としての国家資格がされてきた経緯があるわけなんです。今回、その獣医師の診療補助を行う国家資格の専門職を創設するのであれば、本来は、同様の責務を明確にした上で、飼育動物全般

を対象にした動物看護師とすべきであったというふうに考えるわけでありませぬ。

そして、これまでBSEがあり、鳥インフルエanzaがあり、口蹄疫の問題もありました。今は豚コレラの問題も起こっています。家畜伝染病の発生の際に、産業動物分野における動物看護師の法制度化というのは、そのたび審議されてきたんです。検討が必要だ、必要じゃないかというふうな、農水省や国会の場でたびたび指摘されてきたわけなんです。ですから、これはやはりこれから検討していかなければなりません。産業動物の獣医師さんが地域偏在がある、足りないところはないというわけですね。そうした問題とあわせて、獣看護師全体の問題もこれからあわせていくという課題は私は残っているというふうに考えております。

さらに、大学とか専門学校におけるいわゆる教育の現場では、診療分野まで含むカリキュラムがこれから導入されてまいります。獣医師それから獣看護師、そうした獣医療を提供するといったところで、ふさわしい水準までその引上げが果たしてちゃんと行われるのかといった課題もあります。また、国家資格をもって、今の動物病院等の従事者、それから新しく愛玩動物看護師となられる方の賃金が即引き上げられる、処遇が改善されるということについては、まだ何も担保がされていないところでありませぬ。

いろいろ申しましたけれども、今度の法提案において、さまざままだ検討課題があるというふうなふうに思います。それから、施行に至るまでにしつ

かりと詰めなければいけないといったところもあります。そのことを指摘して、きょうの質問を終わります。